

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

令和7年9月10日

大阪市住宅供給公社
理事長 田中 義浩

1 担当課

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
大阪市住宅供給公社総務部経理課
電話 06-6882-7003

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

コーシャハイツ諸口外29住宅付帯設備で使用する電力供給（単価契約）

(2) 需要場所

大阪市 此花区、中央区、西区、港区、西淀川区、天王寺区、旭区、城東区、鶴見区、阿倍野区、
住之江区、住吉区、平野区
（詳細は仕様書による。）

(3) 電力供給期間

電力供給場所ごとの既契約供給期限から令和10年3月の検針日前日まで
（詳細は仕様書による。）

(4) 業務概要

住宅付帯設備で使用する電力の供給を行う。

(5) 入札方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）、使用電力量に対する単価（電力量料金単価）および料金段階を根拠とし、あらかじめ当公社が別途提示する月ごとの予定契約電力および予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の2年間の総価を記載する。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引または割増、発電費用等にかかる燃料価格変動の調整額および電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は入札価格に含めない。

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市住宅供給公社（以下「当公社」という。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けている者である。

(2) 平成30年4月1日以降で電力供給期間を2年以上とする電力供給契約を締結している実績（※）がある。

※実績とは

用途が「共同住宅」で20棟以上の低圧電力を供給していることをいう。なお、電力量に換算すると年間200万kWh以上の低圧電力を供給している場合は、実績を認める物件数に相当するとみなす。

(3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない。

(4) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない。

(5) 大阪市住宅供給公社契約規程第7条第2項および第3項に該当しない者である。

(6) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段に定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 次のいずれかに該当する2者の場合

① 組合とその構成員

② 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

③ 一方の会社等において公社の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(4) その他適正な入札が阻害されると認められる場合

上記(1) から(3) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 印鑑証明書（原本）

注 申請時において、発行日より3か月以内のものに限る。

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注 受任者は支店長・営業所長またはこれらに準ずる地位以上の者に限る。

オ 小売電気事業者の届出が確認できる資料の写し

カ 契約実績調書

注 契約書の写し等業務内容を確認できるものを添付する。

（発注元に確認することがある。）

キ 資本関係・人的関係等に関する調書

(2) 交付期間

令和7年9月10日（水）から令和7年9月25日（木）

9：00から17：00（12：15から13：00を除く）

ただし、土・日曜日および祝日を除く。

(3) 交付場所

下記にて受領するか、公社ホームページよりダウンロードする。

当公社 経理課（契約担当）

大阪市北区天神橋6丁目4番20号 (住まい情報センター6階)

T E L 06-6882-7003

ホームページ <https://www.osaka-jk.or.jp/>

(4) 受付日

令和7年9月24日 (水) および令和7年9月25日 (木)

9:00から17:00 (12:15から13:00を除く)

ただし、土・日曜日および祝日を除く。

(5) 受付場所

当公社 6階 経理課 (契約担当)

(6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して、提出しなければならない。

(7) 申請書類の作成および提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 入札参加者の指名等

(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、令和7年9月30日 (火) に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。

(2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。

8 質疑等

(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに質疑書をFAXにて提出する。

質疑受付期限 令和7年10月3日 (金) 17:00まで

質疑提出先 当公社 住宅管理部管理課

FAX 06-6882-7021

(2) 回答は、令和7年10月8日 (水) 付で、当公社ホームページ上で掲載する。

9 入札執行日時および場所

(1) 入札執行日時

令和7年10月14日 (火) 10:30

(2) 入札執行場所

当公社 5階 入札室

10 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、または入札参加の指名をされなかった者

(2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者

(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

(4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4-(6)に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る1者は入札に参加することができる。

11 入札保証金および契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約保証人 不要

12 入札の無効

(1) 大阪市住宅供給公社契約規程第18条第1項の規定に該当する入札

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ等により落札者を決定する。

14 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (3) 消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札する。

15 特記事項

- (1) 入札金額の算定は、当公社所定の「入札金額内訳書（契約単価）」、「入札金額内訳書（予定電気料金【総括表】）」および「入札金額積算書（契約種別ごと）」を用いて行う。
なお、それらは消費税および地方消費税を含む金額での算定となっているため、入札書に記載する金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- (2) (1)の入札金額の算定で用いたもののうち「入札金額内訳書（契約単価）」および「入札金額内訳書（予定電気料金【総括表】）」は、入札書に添付のうえ提出する。なお、再度入札の場合の入札書の提出においては、(1)に掲げるもののうち「入札金額内訳書（契約単価）」および「入札金額内訳書（予定電気料金【総括表】）」の添付は要しない。
- (3) 落札者は、開札後すぐに、(1)に掲げるもののうち「入札金額積算書（契約種別ごと）」を当公社へ提出する。なお、再度入札の場合は、開札後速やかに(1)に掲げる「入札金額内訳書（契約単価）」、「入札金額内訳書（予定電気料金【総括表】）」および「入札金額積算書（契約種別ごと）」を当公社へ提出する。
また、「入札金額内訳書（契約単価）」に記入した料金段階、電力量の数値および料金単価を契約単価とし、その記載内容に基づき契約を締結する。